

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、  
翌日の日)

## 目 次

◇告 示 字の区域の変更等(地方課)  
土地改良法による換地処分(農村整備課)

## 告 示

### 鳥取県告示第四十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、気高町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による瑞穂地区第三工区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成五年一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する  
字の名称

同上の区域(平成四年七月十八日現在の地番による。)

大字下光元字廣  
見谷ノ二

大字下光元字廣見谷ノ二の全域  
大字下光元字廣見谷口一九、二〇の一、二〇の三、二二、  
二三の三、二三の四、二二〇九及びこれらと一体をなす国  
有地の一部

大字下光元字廣  
見谷口

大字下光元字廣見谷口のうち一九、二〇の一、二〇の三、  
二二、二三の三、二三の四、二六の一の一部、一二〇九及  
びこれらと一体をなす国有地の一部並びに二六の一と一体  
をなす国有地の一部以外の区域  
大字下光元字高尾口三二の一部、三三の一部及びこれらと  
一体をなす国有地  
大字下光元字嶋田九二、九三の一、九三の四、九四の一、  
九六の二及びこれらと一体をなす国有地の一部  
大字下光元字石中瀬一〇九及びこれと一体をなす国有地の  
一部

大字下光元字高  
尾口

大字下光元字廣見谷口二六の一の一部及び二六の一と一体  
をなす国有地の一部  
大字下光元字高尾口のうち三二の一部、三三の一部及びこ  
れらと一体をなす国有地以外の区域  
大字下光元字滑谷口六八の一部及びこれと一体をなす国有  
地

大字下光元字滑谷口	大字下光元滑谷口のうち六八の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域
大字下光元字嶋田	大字下光元字嶋田のうち九二、九三の一、九三の四、九四の一、九六の二、九七の三の一部、九八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに九八の一、九八の三と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字下光元字石中瀬	大字下光元字嶋田九七の三の一部、九八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに九八の一、九八の三と一体をなす国有地の一部 大字下光元字石中瀬のうち一〇四の一の一部、一〇九及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一〇六と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字下光元字三軒屋二〇三の一の一部、二〇三の二、二〇三の三
大字下光元字新宮谷口	大字下光元字石中瀬一〇四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一〇六と一体をなす国有地の一部 大字下光元字新宮谷口の全域
大字下光元字二反田	大字下光元字二反田のうち一四七の一、一四七の二の一部、一四八の一の一部、一四八の二の一部、一四九の一部、一五〇の一の一部、一五〇の三の一部、一五一、一五二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一四二の一、一四三の一、一五三の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字下光元字山崎一五五の一の一部及び一五五の一、一五五の二と一体をなす国有地の一部 大字上光字大境五七九の一の一部、五七九の三の一部、五八〇の一部、五八一の二の一部、五八三の一の一部、五八

大字下光元字山崎	三の二の一部、五八四の一部、五八五の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字下光元字二反田一五一の一部、一五二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一五三の二と一体をなす国有地の一部 大字下光元字山崎のうち一五五の一の一部及び一五五の一、一五五の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字下光元字フケ田一七七の二、一七八の二、一七九から一八四までの一部及びこれらと一体をなす国有地 大字上光字大境五八五の一部、五八六の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字下光元字フケ田	大字下光元字二反田一四七の一、一四七の二の一部、一四八の一の一部、一四八の二の一部、一四九の一部、一五〇の一の一部、一五〇の三の一部、一五一の一部、一五二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字下光元字フケ田のうち一七七の二、一七八の二、一七九から一八四までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字下光元字三軒屋	大字下光元字三軒屋のうち二〇三の一の一部、二〇三の二、二〇三の三以外の区域
大字上光字中河谷	大字上光字中河谷のうち四〇の一部、四一の一の一部以外の区域 大字上光字河谷口四三の一部及び四三と一体をなす国有地の一部
大字上光字河谷口	大字上光字中河谷四〇の一部、四一の一の一部 大字上光字河谷口のうち四三の一部、四四の一の一部、四四の二の一部、四五から四七までの一部及びこれらと一体

<p>大字上光字上鍋</p>	<p>をなす国有地の一部並びに四三と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字上光字下鍋国一〇〇から一〇二までの一部</p>
<p>大字上光字井手</p>	<p>大字上光字河谷口四五から四七までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字上光字上鍋国のうち五三の一部、五四の二の一部、五五の二の一部以外の区域 大字上光字清水尻八九の一、八九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字上光字下鍋国九九、一〇〇の一部、一〇一の一部</p>
<p>大字上光字清水尻</p>	<p>大字上光字井手口のうち七七の一、七七の四、七八の一、七八の四、七九、八〇、八一の一、八一の二、八二の一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字上光字下鍋</p>	<p>大字上光字上鍋国五五の二の一部 大字上光字井手口八二の二の一部 大字上光字清水尻のうち八五の二の一部、八六の一部、八九の二の一部、八九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 大字上光字下鍋国九三の二の一部 大字上光字上岸田一一五の二の一部、一一六の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

<p>大字上光字上岸田</p>	<p>四の一部、一一五の二の一部、一一五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字上光字下岸田</p>	<p>大字上光字井手口七八の二の一部、七八の四の一部、七九、八〇、八一の一、八一の二、八二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字上光字清水尻八五の二の一部、八六の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字上光字下鍋国一〇二と一体をなす国有地の一部 大字上光字上岸田のうち一一一から一一三までの一部、一一三の二の一部、一一四の一部、一一五の二の一部、一一五の三までの一部、一一六の一部、一一八の二の一部、一一八の三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 大字上光字石橋一一九の一部、一二〇の二の一部、一二三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字上光字下岸田一一三の二の一部、一三四の一部、一三五の一部</p>
<p>大字上光字灰谷</p>	<p>大字上光字上岸田一一一の一部、一一二の一部、一一八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字上光字下岸田のうち一二七の二、一二八の二、一二八の三、一二九の二、一二九の三の一部、一三〇の二の一部、一三〇の三の一部、一三四の一部、一三五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一三三の三と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字上光字灰谷口一三七、一三八、一三九の一部、一三九の二、一四〇の一部、一四一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>

大字上光字大將軍	<p>体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大字上光字大將軍のうち一六一の五と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
大字上光字中土居	<p>大字上光字中土居のうち一八七の四、一八七の六、二〇八、二〇九の一部及び二〇六から二〇九までと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字上光字中坪二一七の一部、二一八の一の一部、二一八の二、二二〇の一</p> <p>大字上光字天王前二二三の二から二二三の三まで及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字上光字風呂屋敷二二四の四、二二五の二の一部</p>
大字上光字中坪	<p>大字上光字井手口七七の一、七七の四、七八の一の一部、七八の四の一部</p> <p>大字上光字上坪田一一八の二の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>大字上光字石橋のうち一一九の一部、一二〇の一の一部、一二三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字上光字下坪田一二七の一、一二八の三、一二九の一、一二二の一及びこれらと一体をなす国有地並びに一二三の三と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字上光字大將軍一六一の五と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字上光字中土居二〇八、二〇九の一部及び二〇六から二〇九までと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字上光字中坪のうち二一七の一部、二一八の一の一部、二一八の二、二二〇の一以外の区域</p>
大字上光字天王前	<p>大字上光字天王前のうち二二三の二から二二三の三まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>

大字上光字風呂屋敷	<p>大字上光字中土居一八七の四、一八七の六</p> <p>大字上光字風呂屋敷のうち二二四の四、二二五の二の一部、二三九の一部、二四〇の一部、二四一、二四二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字上光字上坪田二四六の七及びこれと一体をなす国有地</p> <p>大字上光字塚ノ下二六〇の一部、二六一の一部、二六二の一、二六三、二六四の二から二六四の三まで、二六五の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字上光字塚ノ上二六七の二の一部、二六七の三の一部、二六九、二七〇の一、二七〇の二、二七八の二から二七八の三まで、二七九の一、二七九の二、二八〇、二八一、二八四の一、二八五、二八五の一、二八七、二八八及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字上光字塚田二八九の二及びこれと一体をなす国有地並びに二九二の一と一体をなす国有地の一部</p>
大字上光字上向田	<p>大字上光字風呂屋敷二三九の一部、二四〇の一部、二四一、二四二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字上光字上向田のうち二四六の七及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字上光字下向田二五〇の一の一部、二五〇の七の一部、二五一の八の一部、二五一の九の一部、二五五の一部、二五七の一部、二五八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字上光字塚ノ下二五八の三、二六〇の一部、二六二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
大字上光字下向田	<p>大字上光字下向田のうち二五〇の一の一部、二五〇の七の一部、二五一の八の一部、二五一の九の一部、二五五の一部、二五七の一部、二五八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大字上光字塚ノ下二五九の一部、二六〇の一部、二六二の一部</p>

<p>大字上光字塚ノ上</p>	<p>一部及びこれらと一体をなす国有地 大字上光字河原田四二二の一部、四一五の二の一部、四一五の二の一部、四一六の一部、四一七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字上光字塚ノ上</p>	<p>大字上光字塚ノ上のうち二六七の二から二六七の三まで、二六七の五、二六八の二、二六九、二七〇の二、二七〇の二、二七二の二、二七三の四、二七八の二から二七八の三まで、二七九の二、二七九の二、二八〇、二八一、二八四の二、二八五、二八五の二、二八七、二八八及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに二七三の二から二七三の三まで、二七四の三と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字上光字細田三〇四の二と一体をなす国有地の一部 大字上光字上垣三二八の二の一部</p>
<p>大字上光字塚田</p>	<p>大字上光字塚田のうち二八九の二及びこれと一体をなす国有地並びに二九二の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字上光字細田</p>	<p>大字上光字塚ノ上二七四の三と一体をなす国有地の一部 大字上光字細田のうち三〇四の二から三〇四の四までと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字上光字上垣</p>	<p>大字上光字上垣のうち三一八の二、三一九の二、三二四の二、三二五の三、三二六、三二七、三二七の二、三二八の二、三二八の二、九二〇の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字上光字柿ヶ坪</p>	<p>大字上光字塚ノ上二七二の二の一部、二七三の四及びこれらと一体をなす国有地並びに二七三の二から二七三の三まで、二七四の三と一体をなす国有地の一部 大字上光字細田三〇四の二から三〇四の四までと一体をなす国有地の一部</p>

<p>大字上光字油免</p>	<p>大字上光字上垣九二〇の二 大字上光字柿ヶ坪三三四の一部、三三五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字上光字油免の全域 大字上光字妙見谷北平三四二の二から三四二の四まで、四三三 大字上光字妙見谷南平三四五の二から三四五の三まで、三四六の一部、三四六の二及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに三四六と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字上光字妙見谷北平</p>	<p>大字上光字妙見谷北平のうち三四二の二から三四二の四まで、三四三以外の区域</p>
<p>大字上光字妙見谷南平</p>	<p>大字上光字妙見谷南平のうち三四五の二から三四五の三まで、三四六の一部、三四六の二と一体をなす国有地の一部並びに三四六と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字上光字扇子間</p>	<p>大字上光字塚ノ上二六七の二、二七二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字上光字扇子間のうち三八六の一部、三八七の一部、三八八、三八九、三九〇の一部、三九一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字上光字寺屋敷四九四の二、四九五の二、四九七と一体</p>

大字上光字繩手	をなす国有地の一部 大字上光字寺谷九五七の二と一体をなす国有地の一部
大字上光字河原田	大字上光字塚ノ下二五九から二六一までの一部、二六五の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字上光字塚ノ上二六七の二の一部、二六七の三の一部、二六七の五、二六八の二及びこれらと一体をなす国有地 大字上光字繩手の全域 大字上光字河原田四〇三から四〇五まで、四〇六の二の一部、四〇六の二の一部、四〇七、四〇八の一部、四〇九の一部、四一二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字上光字西高下四四二の二の一部 大字上光字東高下四四三の二の一部、四五二の一部、四五三、四五四の二から四五四の三まで、四五六、四五八の一部、四五八の一、四五九の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字上光字郡下	大字上光字河原田のうち四〇三から四〇五まで、四〇六の二の一部、四〇六の二の一部、四〇七、四〇八の一部、四〇九の一部、四一二の一部、四一五の二の一部、四一五の二の一部、四一六の一部、四一七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字上光字郡下湖四二二の二の一部、四二二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字上光字西高下四四一の二の一部、四四二の二の一部、四四二の二の一部 大字上光字東高下四四三と一体をなす国有地の一部
大字上光字東高下	大字上光字郡下湖のうち四二二の二の一部、四二二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字上光字西高下四二八の三、四二八の四、四三三の二の一部、四三五の一部、四三六から四四〇まで、四四一の二の一部、四四二の二の一部、四四二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字上光字西高下	大字上光字東高下四四三から四四五までの一部、四四九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字上光字東高下	大字上光字西高下のうち四二八の三、四二八の四、四三三、四三三の一、四三五から四四一まで、四四二の二、四四二の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字上光字東高下のうち四四三から四四五までの一部、四四六から四四八まで、四四九の二の一部、四四九の二の一部、四五二の二の一部、四五三、四五四の二から四五四の三まで、四五六、四五八の一部、四五八の二、四五九の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字上光字田鍋四六六の一部、四六七、四六九の三の一部、四七二の二の一部、四八四の二の一部、四八六の二の一部、四八七の三及びこれらと一体をなす国有地 大字上光字地蔵田六〇一の二の一部、六〇二の一部 大字上光字中高下六〇七の二、六〇七の三から六〇七の五までの一部、六〇八の一部、六一一の一部、六一二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字上光字南田六一三の一部、六一五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字上光字田鍋	大字上光字地蔵田六〇一の二の一部、六〇二の一部 大字上光字中高下六〇七の三の一部、六〇七の四の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに六〇七の二と一体をなす国有地の一部

<p>大字上光字寺屋敷</p>	<p>大字上光字寺屋敷のうち四九四の一、四九五の一、四九七と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字上光字後谷</p>	<p>大字上光字後谷の全域 大字上光字後谷口五五七の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>大字上光字後谷口</p>	<p>大字上光字後谷口のうち五五七の一部及びこれと一体をなす国有地並びに五六一の一、五六二の一、五六二の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字上光字山ノ鼻五六五の二及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>大字上光字山ノ鼻</p>	<p>大字上光字後谷口五六一の一、五六二の一、五六二の二と一体をなす国有地の一部 大字上光字山ノ鼻のうち五六三の一の一部、五六三の二の一部、五六五の二、五六九の一の一部、五七〇の二の一部、五七一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五七一と一体をなす国有地の一部 大字上光字大境五七四の一部、五七五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五七二と一体をなす国有地の一部 大字上光字五反田五九五の一部、五九七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五九八の一と一体をなす国有地の一部 大字上光字地藏田五九九の二と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字上光字大境</p>	<p>大字上光字山ノ鼻五六九の一の一部、五七〇の二の一部、五七一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字上光字大境のうち五七四の一部、五七五の一部、五七九の一の一部、五七九の三の一部、五八〇の一部、五八一の二の一部、五八三の一の一部、五八三の二の一部、五八四から五八六までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字上光字五反田</p>	<p>一部並びに五七二と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字上光字五反田五八七の一部、五九三の一部、五九四の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字下光字二反田一四二の一、一四三の一と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字上光字地藏田</p>	<p>大字上光字山ノ鼻五七二と一体をなす国有地の一部 大字上光字五反田のうち五八七の一部、五八九から五九一までの一部、五九三から五九六までの一部、五九七の一、五九七の二、五九八の一、五九八の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 大字上光字宮ノ下モ六二七の一部、六二八、六三〇の一、六三〇の二、六三一、六三一の一、六三二、六三二の一、六三三の一部、九九五の二及びこれらと一体をなす国有地並びに九九四と一体をなす国有地</p>
<p>大字上光字南田</p>	<p>大字上光字後谷口五六二の一と一体をなす国有地の一部 大字上光字地藏田のうち五九九の一、五九九の二の一部、五九九の四、六〇一の一の一部、六〇二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字上光字中高下のうち六〇七の一、六〇七の三、六〇七の四、六〇七の五の一部、六〇八の一部、六一〇の一の一部、六一〇の二の一部、六一一の一部、六一二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字上光字南田六一三の一部、六一四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字上光字南田</p>	<p>大字上光字西高下四三三、四三三の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字上光字東高下四四四の一部、四四五の一部、四四六から四四八まで、四四九の一の一部、四四九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

大字上光字宮ノ	<p>大字上光字中高下六一〇の二の一部、六一〇の二の一部、大字上光字南田のうち六一三の一部、六一四の二の一部、六一五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字上光字宮ノ</p>	<p>大字上光字山ノ鼻五六三の二の一部、五六三の二の一部、大字上光字五反田五八九から五九一までの一部、五九五の一部、五九六の一部、五九七の二の一部、五九七の二、五九八の二、五九八の二及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字上光字地蔵田五九九の二の一部、五九九の二の一部、五九九の四及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字上光字宮ノ前の全域</p> <p>大字上光字宮ノ下モ六二七の一部、六三三の一部、九九九の二及びこれらと一体をなす国有地並びに九九八、九九八の二、九九九の二、一〇〇〇と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字上光字北畑六三四、六五四から六五六まで、六五六の二、六五九、六六〇の二と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字上光字宮ノ下モ</p>	<p>大字上光字宮ノ下モのうち六二七、六二八、六三〇の二、六三〇の二、六三一、六三一の二、六三二、六三二の二、六三三、九九五の二、九九九の二及びこれらと一体をなす国有地並びに九九八、九九八の二、九九九の二、一〇〇〇と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字上光字北畑</p>	<p>大字上光字北畑のうち六三四、六五四から六五六まで、六五六の二、六五九、六六〇の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字上光字下河原</p>	<p>大字上光字下河原のうち六九一の二の一部、六九一の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字上光字上河原六九八の二の一部、六九八の三から六九八の五まで、七〇〇の二から七〇〇の三までの一部、七〇</p>

<p>大字上光字上河原</p>	<p>〇の四、七〇〇の五、七〇一の二の一部、七〇一の二の一部、七〇二の二、七〇二の二、七〇三の二の一部、七〇三の二及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字上光字山ノ鼻七二三の二の一部、七二三の二の一部、七四四の二、七四四の二</p> <p>大字上光字馬橋七二七の二の一部、七二七の五の一部、七一八の二の一部</p>
<p>大字上光字馬橋</p>	<p>大字上光字上河原のうち六九八の二の一部、六九八の三から六九八の五まで、七〇〇の二から七〇〇の三までの一部、七〇〇の四、七〇〇の五、七〇一の二の一部、七〇一の二の一部、七〇二の二、七〇二の二、七〇三の二の一部、七〇三の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大字上光字山ノ鼻のうち七二二の二の一部、七二三の二の一部、七二三の二の一部、七二四の二、七二四の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字上光字寺谷</p>	<p>大字上光字下河原六九一の二の一部、六九一の三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字上光字山ノ鼻七二二の二の一部、七二三の二の一部、七二三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字上光字馬橋のうち七二七の二の一部、七二七の五の一部、七一八の二の一部以外の区域</p>
<p>廃止する字の名称</p>	<p>大字上光字寺谷のうち九五七の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大字上光字石橋、大字上光字塚ノ下、大字上光字中高下、大字上光字山ノ鼻</p>



鳥取県告示第四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る瑞穂地区第三工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成五年一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次